

## 第 2 章

# 施策の展開

### 施策の詳細体系図

#### 第 1 節 広報・権利擁護

#### 第 2 節 生活支援

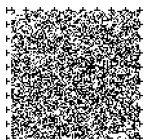
#### 第 3 節 生活環境

#### 第 4 節 教育・療育

#### 第 5 節 雇用・就労

#### 第 6 節 保健・医療

#### 第 7 節 情報・コミュニケーション







# 施策の詳細体系図

施策分野	取り組み	個別の取り組み
第1節 広報・権利擁護	① 啓発活動の充実	001 障害者週間を中心とする啓発活動 002 福祉活動の啓発事業の実施 003 きらめき出前講座の実施 004 自立更生障がい者・援助功労者表彰の実施 005 障がい者への理解を深める啓発教育活動の推進 006 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施 007 心のバリアフリー啓発活動への支援 *** 福祉施設一日体験学習事業（小田原市社会福祉協議会）
	② 相談支援の充実	008 小田原市・足柄下郡3町地域障害者自立支援協議会の運営 009 障がい者相談支援センターの充実 010 地域包括支援センターと障がい者相談支援センターとの連携の推進 011 （仮称）障がい者総合支援センターの開設
	③ 権利擁護の充実	012 成年後見制度利用支援事業の実施 013 障がい者虐待防止体制の検討 再掲 障がい者相談支援センターの充実（009） *** 日常生活自立支援事業（小田原市社会福祉協議会）

施策分野	取り組み	個別の取り組み
第2節 生活支援	① 利用者本位の生活支援体制の整備	014 障害程度区分認定等審査会の設置 再掲 障がい者相談支援センターの充実（009） 015 障害福祉サービス事業者の研修・指導の実施 016 障がい者のための手引きの作成・配布
	② 在宅福祉サービスの充実	017 障害福祉サービス費の給付 018 補装具費の給付 019 移動支援サービス費の給付 020 日中一時支援サービス費の給付 021 障がい児放課後支援事業の実施 022 障がい児夏休み支援事業の実施 023 日常生活用具費の支給 024 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付 025 重度障がい者訪問入浴サービス費の給付

第2節 生活支援

	<p>026 障がい者食の自立支援事業の実施</p> <p>027 重度障がい者緊急通報システム事業の実施</p> <p>028 障がい者地域作業所の運営支援</p> <p>029 障がい者地域活動支援センターの運営支援</p> <p>030 在宅障がい児者緊急一時預り事業への支援</p> <p>031 リフト付タクシーなどの運行支援</p> <p>032 施設入所者等の地域生活への移行支援</p>
<p>③ 住まいの確保</p>	<p>033 重度障がい者住宅設備改良費の助成</p> <p>034 グループホーム・ケアホームの設置促進</p> <p>035 身体障がい者、精神障がい者のグループホーム・ケアホームの確保</p> <p>036 居住サポート事業の実施</p> <p>037 市営住宅のバリアフリー化</p> <p>*** 住宅改造相談事業（小田原市社会福祉協議会）</p>
<p>④ 経済的な支援</p>	<p>038 市心身障害児福祉手当の支給</p> <p>039 特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給</p> <p>040 外国籍等高齢者・障がい者に対する福祉給付金の支給</p> <p>041 障がい者施設等への通所交通費の助成</p> <p>042 タクシー運賃の助成</p> <p>043 障がい者の自動車運転免許取得費の助成</p> <p>044 身体障がい者の自動車改造費の助成</p> <p>045 障がい者就職支度金の支給</p> <p>046 重度障がい者医療費の助成</p> <p>*** 障害基礎年金（国）</p> <p>*** 特別障害給付金（国）</p> <p>*** 特別児童扶養手当（国）</p> <p>*** 神奈川県在宅重度障害者等手当（神奈川県）</p> <p>*** 神奈川県心身障害者扶養共済制度（ " ）</p> <p>*** 生活福祉資金の貸付事業（小田原市社会福祉協議会）</p>
<p>⑤ スポーツ・文化活動の支援</p>	<p>047 障害者スポーツ大会参加選手への支援</p> <p>048 「県西地区みんなのつどい」の運営支援</p> <p>049 「障がい者レクリエーション大会」の運営支援</p> <p>050 「県西地区障害者文化事業」の運営支援</p> <p>*** 障害者スポーツ振興事業（小田原市社会福祉協議会）</p> <p>*** 点字図書の貸出し（ " ）</p>
<p>⑥ 自立活動の支援</p>	<p>051 知的障がい者サークル活動の育成</p> <p>052 障がい者団体への支援</p> <p>再掲 心のバリアフリー啓発活動への支援（007）</p> <p>*** 精神障がい者団体への支援（小田原保健福祉事務所）</p>
<p>⑦ ボランティア活動の活性化</p>	<p>053 市民ボランティアとの連携</p> <p>*** ボランティア相談・派遣事業（小田原市社会福祉協議会）</p>

		*** 車いす介助法・視覚障がい者誘導体験事業（ " ） *** 福祉ボランティアスクール事業（ " ） *** ボランティアサロンの設置（ " ） *** 地区ボランティアクラブリーダー研修会の実施（ " ） *** 社協土曜手話クラブ事業（ " ）
--	--	--

施 策 分 野	取 組 み	個 別 の 取 り 組 み
------------	-------	---------------

第3節 生活環境	① 道路、建築物等のバリアフリー化	054 障がい者にやさしいまちづくりのための指導助言 055 障がい者や高齢者に配慮した街路の築造 056 セーフティーロードの整備 057 市施設のバリアフリー化の推進
	② 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化	058 「バリアフリー新法」の推進に向けた取り組み 059 放置自転車への対策 060 視覚障がい者用信号機等の設置促進
	③ 防災、防犯対策の推進	061 災害時要援護者マップの活用 062 災害時要援護者用資機材の整備 063 119番ファクシミリ通報の運用 064 メール119番の運用 065 防災訓練への障がい者の参加促進 066 障がい者に対するメーリングシステム

施 策 分 野	取 組 み	個 別 の 取 り 組 み
------------	-------	---------------

第4節 教育・療育	① 早期発見・早期療育体制の充実	067 乳幼児事後検診の実施 068 1歳6か月児健康診査フォロー教室の実施 069 3歳児健康診査フォロー教室の実施 070 妊産婦訪問指導の実施 071 乳幼児訪問指導の実施 072 乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業） 073 早期発達支援体制の整備 074 障害児通園施設「つくしんぼ教室」の運営
	② 継続性のある支援体制の整備	075 就学指導委員会の設置 076 継続性のある相談支援体制の整備 *** 在宅重症心身障がい児者訪問等指導の実施（小田原児童相談所）

第4節 教育・療育		*** 在宅進行性筋萎縮症児者居宅訪問検診の実施（ ” ） *** 知的障がい者巡回更生相談の実施（神奈川県総合療育相談センター） *** 早期療育ブロック事業（ ” ）
	③ 障がい児保育・教育の充実	077 保育所における障がい児保育の実施 078 幼稚園における障がい児の受入れ体制の確保 079 市特別支援教育推進協議会の設置 080 特別支援学級担任者等研修会の実施 081 特別支援学級児童・生徒宿泊学習の実施 082 個別支援員研修会の実施 083 特別支援学級の設置 084 ことばの教室の実施 085 特別支援教育相談室の設置 086 情緒障がい通級指導教室の実施

施策分野	取り組み	個別の取り組み
------	------	---------

第5節 雇用・就労	① 障がい者雇用に関する理解の啓発	087 障がい者雇用研修会等の実施 088 障がい者施設で製造した食品等の販売促進 再掲 心のバリアフリー啓発活動への支援（007）
	② 就労相談、就労支援体制の整備	089 障害者就労支援専門員の設置 090 障害者就業・生活支援センター運営の支援 091 職場体験実習生の受入れ 092 就労等基盤整備推進事業の実施 再掲 障がい者地域作業所の運営支援（028） 再掲 障がい者地域活動支援センターの運営支援（029）
	③ 就労の場の拡大	093 特例子会社等の設立支援 094 障がい者福祉的就労協力事業所の奨励 095 障がい者雇用の対象拡大

施策分野	取り組み	個別の取り組み
------	------	---------

第6節	① 障がいの原因となる疾病等の予防	096 ママパパ学級の実施 097 妊婦健康診査の実施 098 新生児訪問指導の実施 099 乳幼児健康診査の実施
-----	----------------------	--

第6節 保健・医療

	100 4か月児健康診査の実施 101 8～9か月児健康診査の実施 102 1歳6か月児健康診査の実施 103 3歳児健康診査の実施 104 妊婦歯科健康診査費助成の実施 105 特定健康診査の実施 106 長寿高齢者健康診査の実施
② 障がいに対する保健、医療サービスの充実	107 障がい者歯科二次診療所運営事業 108 障がい者歯科検診事業への支援 109 救命救急センターの運営 110 緊急時のための連絡カードの活用 *** 障害者歯科一次医療担当医制度（神奈川県）
③ 精神保健・医療施策の推進	111 精神保健福祉相談・訪問指導の実施 112 医療保護入院等への協力 113 心神喪失者医療観察制度への協力 114 自殺対策の推進 再掲 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施（006） *** 精神保健福祉相談・訪問指導事業（小田原保健福祉事務所） *** 精神保健集団活動事業（ " ） *** 自立支援医療（精神通院医療）の給付事業

施策分野

取り組み

個別の取り組み

第7節 情報・コミュニケーション

① 情報バリアフリー化の推進	115 カラーバリアフリーの普及・啓発 116 音声コード（SPコード）の普及・啓発 117 障がい者向けパソコン講習会の支援
② 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実	再掲 障がい者のための手引きの作成・配布（016） 118 手話通訳者の設置 119 手話通訳者・要約筆記者の派遣 120 声の広報の発行 121 点訳「広報おだわら」の発行 122 点字版・音訳版各種お知らせの発行 123 手話通訳者・要約筆記者の養成 124 入院時のコミュニケーション支援 125 主要観光施設の障がい者対応状況の情報提供 126 障がい者用道標の設置 再掲 障がい者に対するメーリングシステム（067）



## 第1節 広報・権利擁護

### 1

### 啓発活動の充実

#### ● 現状と課題

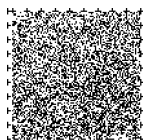
障がい者が地域で暮らしていくためには、障がいのある人も住み慣れた地域で、安心して生き生きと生活できるよう、市民一人ひとりが、「ノーマライゼーション」の理念を理解し、障がいの特性等、障がい者に対する理解を深めることが必要です。

そして、行政やサービス提供事業所など特定の人たちだけでなく、地域全体で障がい者や高齢者の生活を支え合う地域福祉の推進が求められています。

障がい者に対する理解を深める手段として、講演会や啓発パンフレットの配布、障がい者施設でのお祭りなどを通じた地域住民との交流活動等が行われていますが、学校などにおいて、障がいや障がい者についての理解を深めるためのカリキュラムを実施することなどが求められています。

#### ● 取り組みの方向

障がいや障がい者についての理解を深め、ノーマライゼーション理念の普及を図るために、広報等様々な機会を捉えて啓発活動を行うとともに諸団体の啓発活動を支援します。また、啓発活動への障がい者の参画を進めます。



● 個別の取り組み

## 001 障害者週間を中心とする啓発活動

概要	障がい者に対する理解と認識を深めるため、12月3日から12月9日までの「障害者週間」を中心に重点的な啓発活動を行います。
所管課	障がい福祉課

## 002 福祉活動の啓発事業の実施

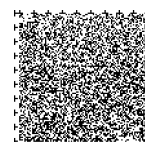
概要	広報紙等を通じ、市民の障がいについての理解と認識を深めるため、地域福祉活動や福祉施設の紹介など啓発事業を実施します。
所管課	障がい福祉課

## 003 きらめき出前講座の実施

概要	市職員が講師として市内在住・在勤・在学の希望者に障がい福祉施策をはじめ、市の各種事業について説明します。
所管課	生涯学習課・障がい福祉課

## 004 自立更生障がい者・援助功労者表彰の実施

概要	障がいを克服し自立された障がい者と障がい者の更生に尽力された方を表彰し、障がい者の自立更生意欲を高めるとともに障がい及び障がい者についての理解を深めます。
所管課	障がい福祉課



005 障がい者への理解を深める啓発教育活動の推進

概要	すべての教育活動のなかで、障がい者に対する正しい理解と、共に生きる教育の推進を図ります。
所管課	教育指導課

006 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施

概要	市民を対象に、精神保健福祉についての理解を深めるため、講演会等を開催します。
所管課	障がい福祉課

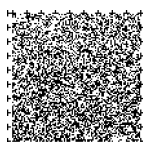
007 心のバリアフリー啓発活動への支援

概要	障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、サービス提供事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。
所管課	障がい福祉課

● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

\*\*\* 福祉施設一日体験学習事業

概要	高齢者や障がい者に対する理解と認識を深めることを目的とし、小学生から社会人を対象に福祉施設での一日体験学習事業を実施します。
実施主体	小田原市社会福祉協議会



**● 現状と課題**

障害福祉サービスは、行政が障がい者に必要となるサービスを考慮して決定する措置制度から、障がい者自身が必要とするサービスを選択し、決定して自分らしく生きる仕組みに変わっています。

そのためには、障がいのある方、その保護者、介護者等が様々な困りごと等について気軽に相談でき、かつ専門的なアドバイスを受けることのできる相談体制の強化を図り、公的なサービスだけでなくボランティアグループによる支援も含め、障がい者等が自分で判断し、自分で決定できる十分な情報提供や支援を行う必要があります。

**● 取り組みの方向**

障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供や支援を行います。また、地域障害者自立支援協議会を活性化し、関係機関の連携等を進めます。



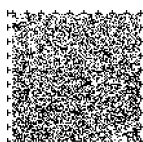
● 個別の取り組み

008 小田原市・足柄下郡3町地域障害者自立支援協議会の運営

概 要	<p>小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している地域自立支援協議会を、相談支援事業の運営評価や障害福祉計画の進捗状況の評価、地域の関係機関のネットワーク構築を推進する中核的役割を果たす協議の場として活用していきます。</p>
所 管 課	障がい福祉課

009 障がい者相談支援センターの充実

概 要	<p>障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立って相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p>
所 管 課	障がい福祉課

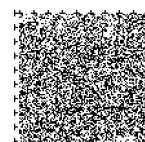
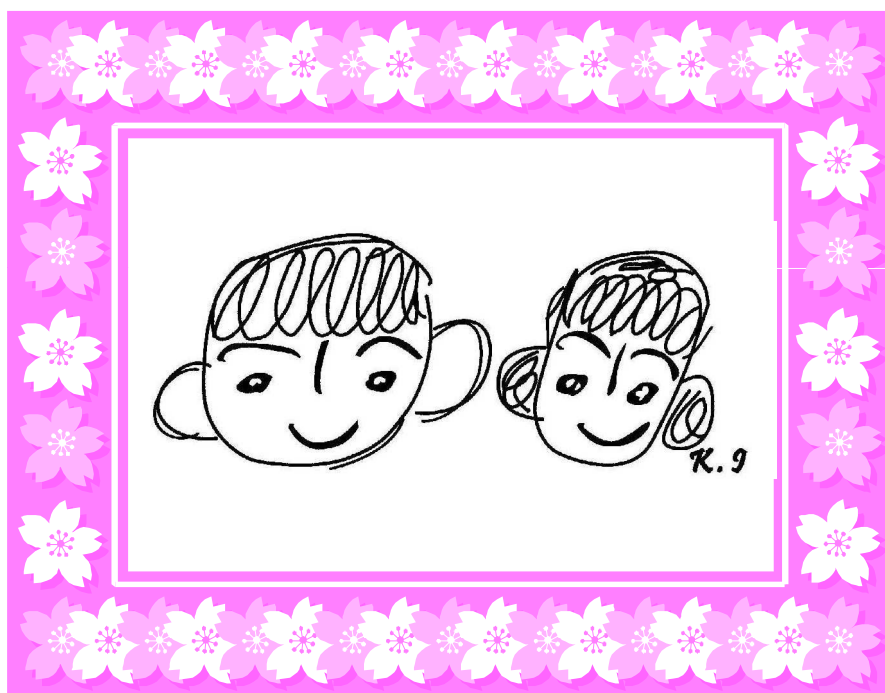


## 010 地域包括支援センターと障がい者相談支援センターとの連携の推進

概要	介護保険制度における地域包括支援センターと障がい者相談支援センターの協力関係を強化し、情報交換会などの開催により、相談支援機能の充実を図ります。
所管課	障がい福祉課・高齢介護課

## 011 (仮称) 障がい者総合支援センターの開設

概要	障がい者相談支援センターの在り方を検討し、障がい者の総合的な相談支援機能を持つとともに、障がい者の日中活動の場としての機能も持つ(仮称)障がい者総合支援センターを開設します。
所管課	障がい福祉課



### ● 現状と課題

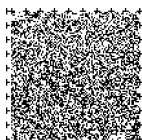
障がい者の社会参加が進む中で、障がい者の自己決定権が重視されていますが、その一方で、障がい者の権利侵害や財産の保全管理などの問題が起こっています。

障害福祉サービスの利用の際の「自己選択」や「自己決定」を支援し、権利侵害や財産の保全管理などの問題に対応するためには、障がい者に対して適切な情報提供が行われ、また、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度などを有効に活用していく必要があります。

また、障がい者への虐待は、家族の介護疲れ等により家庭内で起きやすいこと、コミュニケーションが苦手であるといった障がいの特性などのため発見が難しいことから、介護が必要な高齢者や児童と同様、虐待防止体制を整備する必要があります。

### ● 取り組みの方向

障がい者の「自己選択」や「自己決定」を尊重しながらも、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度の利用を支援します。また、虐待防止体制の整備について検討します。



## ● 個別の取り組み

## 012 成年後見制度利用支援事業の実施

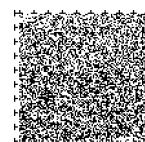
概要	知的障がいや精神障がいにより、判断能力が十分でない方に対し、後見人等が契約行為や財産管理を行えるよう、家庭裁判所に成年後見制度の申し立てを行うための支援を行います。
所管課	障がい福祉課

## 013 障がい者虐待防止体制の検討

概要	国の障がい者虐待防止制度の検討に合わせ、本市における障がい者虐待を防止するための体制について検討します。
所管課	障がい福祉課

## 再掲 009 障がい者相談支援センターの充実

概要	<p>障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立って相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p>
所管課	障がい福祉課

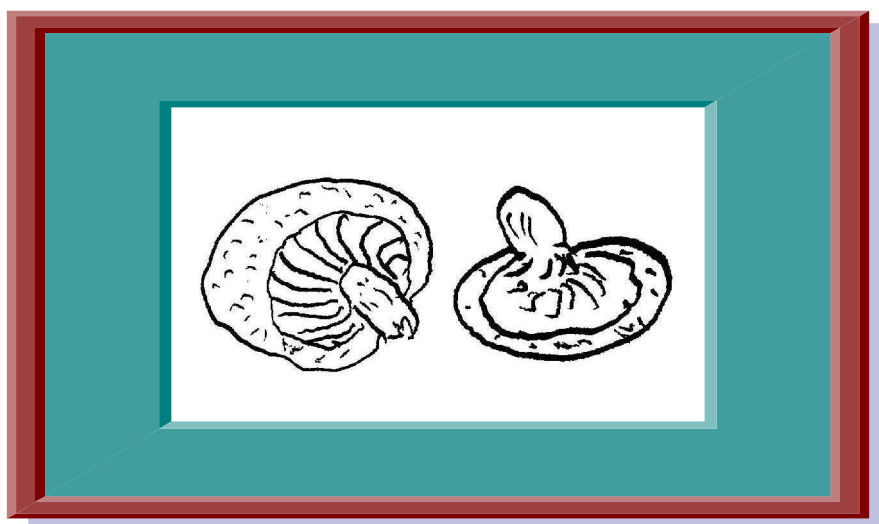




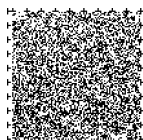
● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

\*\*\* 日常生活自立支援事業

<p>概 要</p>	<p>一人暮らしの認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々や身体的な障がいにより日常生活を送る上で不安を抱えている方々が、地域において安心して生活できるよう、福祉サービスの利用支援、財産の保全・管理、権利擁護相談事業などを行います。</p>
<p>実施主体</p>	<p>小田原市社会福祉協議会</p>



しいたけ



## 第2節 生活支援

### 1

## 利用者本位の生活支援体制の整備

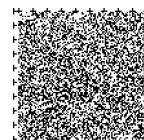
### ● 現状と課題

障害者自立支援法の施行に伴い、障害福祉サービスは身体・知的・精神障がい共通のサービス体系へ変更され、障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要とするサービスを自ら選択し、自分らしく生活する仕組みに変わりました。

障がいのある方が、サービスを自己選択・自己決定できるようにし、利用者本位のサービス提供を実現するためには、利用者が主体的に選択できる供給体制の確保と十分な情報提供が欠かせません。また、利用者の人権に配慮したサービスを受けることができるよう、事業者が提供するサービスの質を高めていく必要があります。

### ● 取り組みの方向

障がい者が適切なサービスを受けることができるよう、情報の提供に努めるとともに、障害程度区分認定審査会を設置し、障害福祉サービス費の支給決定手続きの透明化・公平化を図ります。また、障がい者の人権に配慮した質の高いサービスが提供されるよう、事業者に対する研修や指導等を充実します。



● 個別の取り組み

014 障害程度区分認定等審査会の設置

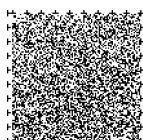
概要	利用者本位の適正な支援体制のため、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして設けられている「障害程度区分」を認定する審査会を設置し、支給決定手続きの透明化・公平化を図ります。
所管課	障がい福祉課

再掲 009 障がい者相談支援センターの充実

概要	<p>障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整など、障がい者の権利擁護のための相談支援事業の充実を図ります。</p> <p>また、障がい者自身が、自らの体験から障がい者の立場に立って相談に応じる「ピアカウンセリング」を実施します。</p>
所管課	障がい福祉課

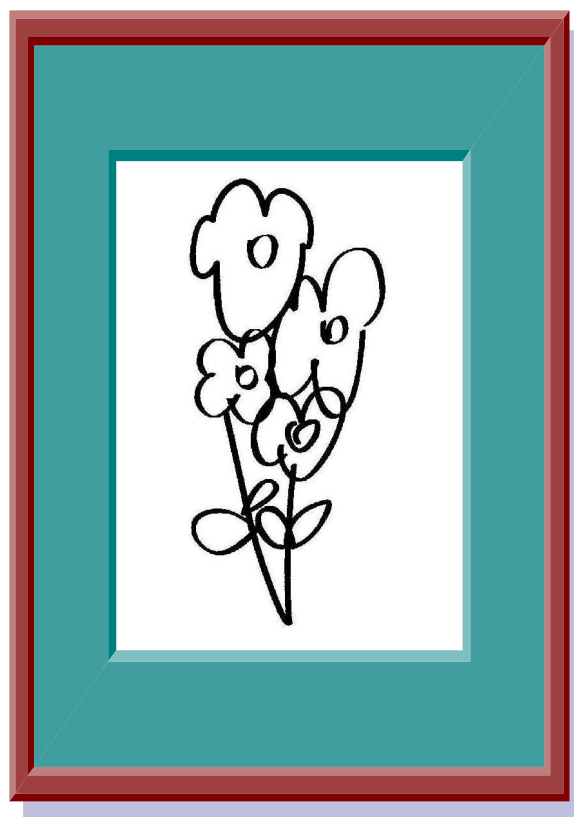
015 障害福祉サービス事業者の研修・指導の実施

概要	障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、人権に配慮した質の高いサービスが提供されるよう、事業者に対する研修や助言、指導等を実施します。
所管課	障がい福祉課

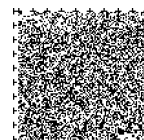


## 016 障がい者のための手引きの作成・配布

概 要	障がい者のためのサービス等を記載した「手引き」を作成し、手帳交付時等に配布することにより、障がい者に必要な情報を提供します。
所 管 課	障がい福祉課



コスモス



### ● 現状と課題

障がい者本人や介護者の高齢化が進みつつある中で、障がい者の多くの方が住み慣れた地域で生活することを望んでいます。

アンケートにおいても、在宅生活における介護や介助の支援に対するニーズは前回調査に比べ高まっており、以前にも増して在宅での生活を希望される方が多くなっています。

障がい者が在宅で自立した生活をするためには、ライフステージごとの様々な生活上の課題やニーズに対応した適切なサービスが必要です。

### ● 取り組みの方向

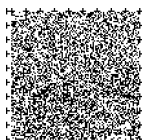
より充実した在宅生活を実現していくため、関係機関と連携しながら、既存のサービスのより一層の拡充に努めます。

### ● 個別の取り組み

#### 017 障害福祉サービス費の給付

※ 詳細は、第3章（別冊）の小田原市障害福祉計画に掲載しています。

概 要	法に基づくホームヘルプなどの居宅介護サービスや就労継続支援サービスなどの通所サービスの利用者、入所施設やグループホームの利用者に対し、介護給付費・訓練等給付費などを給付します。
所 管 課	障がい福祉課



## 018 補装具費の支給

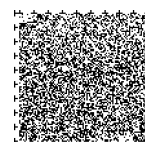
概要	法に基づく障がい者等の身体機能を補完する補装具（義肢、車いす、補聴器など）の購入費・修理費を支給します。
所管課	障がい福祉課

## 019 移動支援サービス費の給付

概要	<p>一人で外出することが困難な視覚障がい者や知的障がい者・精神障がい者などの外出支援のため、ガイドヘルパーによる支援を行う移動支援サービスを利用する方に対し、移動支援サービス費を給付します。</p> <p>また、義務教育課程の通学についてもサービスを利用することが出来るよう、制度の見直しを進めます。</p>
所管課	障がい福祉課

## 020 日中一時支援サービス費の給付

概要	介護者の一時的な休養などのために、障がい福祉施設などで見守りを行う日中一時支援サービスを利用する方に対し、日中一時支援サービス費を給付します。
所管課	障がい福祉課



### 021 障がい児放課後支援事業の実施

概要	主に小田原養護学校に通学する児童を対象に、放課後の居場所を確保するため、見守りを中心とした支援を行う放課後支援事業の実施を図ります。
所管課	障がい福祉課

### 022 障がい児夏休み支援事業の実施

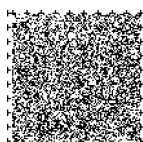
概要	夏休みなどの長期休業中の障がい児の居場所を確保するため、見守りを中心とした支援を行う障がい児夏休み支援事業の実施を図ります。
所管課	障がい福祉課

### 023 日常生活用具費の支給

概要	在宅の障がい児者の日常生活の利便を図るため、ストマ用品、入浴補助用具などの日常生活用具の購入費を支給します。
所管課	障がい福祉課

### 024 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付

概要	小児慢性特定疾患児の日常生活上の利便を図るため、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。
所管課	障がい福祉課



## 025 重度障がい者訪問入浴サービス費の給付

概要	専用の浴槽を装備した入浴車で自宅を訪問し、入浴が困難な在宅の重度障がい児者の入浴を支援する訪問入浴サービスを利用する方に、重度障がい者訪問入浴サービス費を給付します。
所管課	障がい福祉課

## 026 障がい者食の自立支援事業の実施

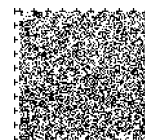
概要	ひとり暮らし等で、栄養管理等に支障がある在宅障がい者の配食サービス利用を支援します。
所管課	障がい福祉課

## 027 重度障がい者緊急通報システム事業の実施

概要	一人暮らしの重度障がい者などが抱える緊急事態に対する不安解消を図るため、緊急時に市が委託した警備会社に通報を発信することができる装置の利用を支援します。
所管課	障がい福祉課

## 028 障がい者地域作業所の運営支援

概要	在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域作業所の運営費を助成するとともに、障害者自立支援法に基づく新体系への移行を支援します。 ※ 障がい者地域作業所が法に基づく新事業体系に移行する平成23年度まで継続します。
所管課	障がい福祉課





029 障がい者地域活動支援センターの運営支援

概要	在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域活動支援センターの運営費を助成します。
所管課	障がい福祉課

030 在宅障がい児者緊急一時預り事業への支援

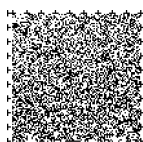
概要	保護者が通院等により家庭内で介護が困難になったとき、障がい児者を一時的に預かる事業の運営費を助成します。
所管課	障がい福祉課

031 リフト付タクシーなどの運行支援

概要	歩行困難な方が外出する際、車いすなどのまま乗り込むことができる、みどりのタクシー事業者の運営を支援します。
所管課	障がい福祉課

032 施設入所者等の地域生活への移行支援

概要	障がい者施設に入所、または精神科病院に長期入院していた方が、グループホーム・ケアホーム等を利用しながら地域での生活を開始した場合に、グループホーム・ケアホーム等の家賃を助成します。
所管課	障がい福祉課



## 3

## 住まいの確保

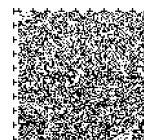
● 現状と課題

障がい者が、家族とともに住みなれた地域において快適に生活するためには、障がい者にも家族にも使いやすい住まいが必要です。そのためには段差の解消や手すり等の整備など安全性や利便性が確保された住宅造りが求められています。

また、国の障害者計画では、ノーマライゼーションの理念に照らし、「施設福祉から地域福祉・在宅福祉へ」として、障がい者が可能な限り地域の中で、普通の暮らしができるようにする方向が示されており、障がい者が日常生活面での支援を受けながら生活できるグループホーム等に対する需要が高くなっていくものと考えられます。

● 取り組みの方向

既存住宅のバリアフリー化への改修費の助成事業や障がい者向け住宅の設置促進をはじめとして、関係機関と連携しながら、より一層の充実に努めます。



● 個別の取り組み

033 重度障がい者住宅設備改良費の助成

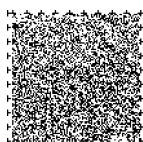
概要	重度障がい者の在宅生活を支援するため、玄関の段差解消やトイレ・風呂などを障がいに適するように改造する場合、その工事費用の一部を助成します。
所管課	障がい福祉課

034 グループホーム・ケアホームの設置促進

概要	グループホーム等を新たに開設する場合や既存のグループホーム等をバリアフリー化する際の改修費を助成します。 また、グループホーム等の開設時に必要となる洗濯機・冷蔵庫などの購入費を助成します。
所管課	障がい福祉課

035 身体障がい者、精神障がい者のグループホーム・ケアホームの確保

概要	知的障がい者を主な対象者とするグループホーム等に比べ、市内への開設が進んでいない身体障がい者や精神障がい者を主な対象者としたグループホーム等の開設を、社会福祉法人等に働きかけます。
所管課	障がい福祉課



## 036 居住サポート事業の実施

概要	住まいを求める障がい者に対し、情報の提供、相談、入居時及び入居後のサポートを行う居住サポート事業の実施について、検討します。
所管課	障がい福祉課

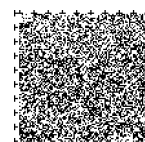
## 037 市営住宅のバリアフリー化

概要	大規模改修時等に障がい者等が入居しやすくなるよう、市営住宅のバリアフリー化について検討します。
所管課	建築課

● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

## \*\*\* 住宅改造相談事業

概要	増改築等に際しての情報の提供及び相談業務を行います。
実施主体	小田原市社会福祉協議会



### ● 現状と課題

障がいによる経済上の負担を軽減し、自立や社会参加を進めるため、さまざまな経済的支援が実施されています。

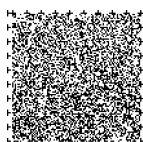
障がいのある方を対象としたアンケート調査では、必要な福祉施策として、経済的支援を求める回答が60%を超える結果となっており、前回調査時の40%を大きく上回り、要望の強さがかがえます。

就労が困難な障がい者にとって、国から支給される障害基礎年金は生活を支えるものとなっていますが、その充実が望まれています。

また、障がい者が通所施設などでの作業を通して得られる工賃収入は、依然として低い水準にあり、施設までの交通費を工賃でまかなえない場合も多くあります。

### ● 取り組みの方向

年金・手当等の事業の充実に向けて、国をはじめとする関係機関へ働きかけるとともに、特に身体障がい者や知的障がい者に比べ活用できる制度の少ない精神障がい者に対する手当等の充実を図り、障がい者の社会的な自立を推進します。



## ● 個別の取り組み

## 038 市心身障害児福祉手当の支給

概要	市内在住の20歳未満の障がい児（身体障害者手帳1級～4級所持者、IQ50以下の障がい児、精神障害者保健福祉手帳1級所持者）で、国の障害児福祉手当を受給していない障がい児の保護者に対し、手当を支給します。
所管課	障がい福祉課

## 039 特別障害者手当・障害児福祉手当等の支給

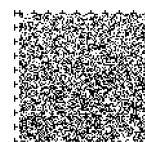
概要	日常生活において、常時特別な介護を必要とする状態の在宅重度障がい児者等に対し、制度の周知を図り、手当の支給を行います。
所管課	障がい福祉課

## 040 外国籍等高齢者・障がい者に対する福祉給付金の支給

概要	昭和61年3月31日以前に日本に居住し、本市に外国人登録若しくは住民登録をしている方で、公的年金の受給要件を制度上満たすことができない方に対して福祉給付金を支給します。
所管課	福祉政策課

## 041 障がい者施設等への通所交通費の助成

概要	障がい者地域作業所などの障がい者施設へ通所する方に、施設までの交通費を助成し、障がい者の経済的負担を軽減します。
所管課	障がい福祉課



### 042 タクシー運賃の助成

概要	公共交通機関の利用が困難な在宅の重度障がい者等がタクシー等を利用した場合に、福祉タクシー券により運賃の一部を助成し、障がい者の経済的負担を軽減します。
所管課	障がい福祉課

### 043 障がい者の自動車運転免許取得費の助成

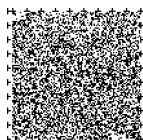
概要	障がい者が社会参加のために自動車運転免許の取得をする場合に、免許の取得にかかる費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。
所管課	障がい福祉課

### 044 身体障がい者の自動車改造費の助成

概要	身体障がい者が社会参加のために、自らが運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。
所管課	障がい福祉課

### 045 障がい者就職支度金の支給

概要	初めて就職するなど、就職に伴ってワイシャツ・鞆などが必要となる障がい者に対し、支度金を支給します。
所管課	障がい福祉課



## 046 重度障がい者医療費の助成

概要	<p>重度障がい者（身体障害者手帳1級・2級、身体障害者手帳3級かつIQ50以下の方、IQ35以下の方）が療養又は医療の給付を受けた場合に、その医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>また、県と連携した上で精神障がい者への対象の拡大について検討します。</p>
所管課	障がい福祉課

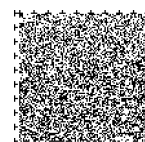
● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

## \*\*\* 障害基礎年金

概要	<p>国民年金加入中に、病気やケガで障がいになったとき、20歳前の病気やケガによって障害等級表に定める障がいの状態になったときなど、一定の要件を満たす場合に、障害基礎年金が国から支給されます。</p>
実施主体	国

## \*\*\* 特別障害給付金

概要	<p>国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者のうち、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいの状態にある方に対して、国から特別障害給付金が支給されます。</p>
実施主体	国





\*\*\* 特別児童扶養手当

概要	一定の障がい者を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対して、国から特別児童扶養手当が支給されます。
実施主体	国

\*\*\* 神奈川県在宅重度障害者等手当

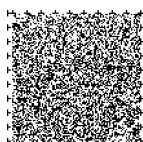
概要	在宅の重度重複障がい者や特別障害者手当、障害児福祉手当受給者に、在宅重度障害者等手当が支給されます。
実施主体	神奈川県

\*\*\* 神奈川県心身障害者扶養共済制度

概要	加入者（保護者）の相互扶助により、保護者が死亡し、又は重度障がいになったとき、残された心身障がい者に終身一定額の年金が支給されます。
実施主体	神奈川県

\*\*\* 生活福祉資金の貸付事業

概要	低所得者、障がい者、高齢者等に対し、生活資金等の貸付を行います。
実施主体	小田原市社会福祉協議会



## 5

## スポーツ・文化活動の支援

● 現状と課題

障がい者にとって、スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加は、生活の質の向上を図り、ゆとりと潤いのある生活を送るためになくってはならないものです。

こうした活動は、社会参加、リハビリテーションのみならず健康の維持・増進、余暇の充実等多様なニーズで展開しており、障がい者にとっての生きがいや仲間との触れ合いの場として必要です。

しかし、障がい者が気軽に活動や交流ができる場は少なく、情報も限られています。こうした活動を実施するグループが増加してきていますが、一方で、従来から実施されてきた事業の中には、参加者等が減少するものも出てきています。

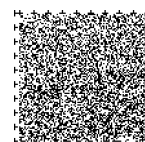
● 取り組みの方向

スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援策として、施設のバリアフリー化や手話通訳者等の情報保障、活動機会・活動場所の確保等について支援します。

● 個別の取り組み

## 047 障害者スポーツ大会参加選手への支援

概要	全国障害者スポーツ大会、神奈川県障害者スポーツ大会への参加を支援します。
所管課	障がい福祉課



048 「県西地区みんなのつどい」の運営支援

概要	県西地区の施設利用者、在宅の障がい者とその家族の方々が集まり、相互の親睦を図る「県西地区みんなのつどい」の運営を支援します。
所管課	障がい福祉課

049 「障がい者レクリエーション大会」の運営支援

概要	障がい者と家族の方々が集まり、相互の親睦を図る「障がい者レクリエーション大会」の運営を支援します。
所管課	障がい福祉課

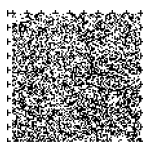
050 「県西地区障害者文化事業」の運営支援

概要	県西地区の障がい者の文化・芸術作品を展示するとともに、地域住民の理解と障がい者に対する認識を深め、障がい者の社会参加を図る障害者文化事業の運営を支援します。
所管課	障がい福祉課

● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

\*\*\* 障害者スポーツ振興事業

概要	障がい者のスポーツ振興を積極的に行っている団体へ運営費等の支援をします。
実施主体	小田原市社会福祉協議会



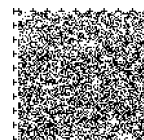
## \*\*\* 点字図書の貸出し

概 要	視覚障がい者のために、点字図書等の貸出しを行います。
実施主体	小田原市社会福祉協議会



ほじょ<sup>けん</sup>犬

補助犬とは、障がいを持つ方をサポートする盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関をはじめとした様々な施設で補助犬を受け入れることが義務付けられています。(マークは、白地に青色で描かれています。)



### ● 現状と課題

障がい者自らが積極的に社会参加していくことは、障がい者の社会的な自立を促進する上で重要なことです。

しかし、こうした活動に大きな役割を果たしてきた障がい者団体の中には、会員の高齢化などにより会員数が減少している団体もあります。

障がい者自身の自立や社会参加への意欲を高めるためには、障がい者個人やグループによる主体的な活動とともに、ボランティアや地域住民による支援も必要です。

少子高齢化社会の中で、障がい者も地域の中でできる活動を行い、互いに助け合う社会づくりが求められています。

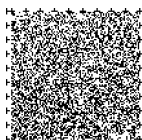
### ● 取り組みの方向

障がい者団体の運営や障がい者の自立と社会参加に向けた積極的な活動に対し、その実情に配慮しながら、引き続き支援します。また、障がい者の地域活動への参加を支援します。

### ● 個別の取り組み

#### 051 知的障がい者サークル活動の育成

概要	在宅知的障がい者を対象とし、余暇の有効な利用と日常生活に必要な基礎知識の習得を目的とするサークル活動育成事業を実施します。
所管課	障がい福祉課



## 052 障がい者団体への支援

概要	障がい者団体の育成を図るため、団体運営について助言するとともに運営を支援します。
所管課	障がい福祉課

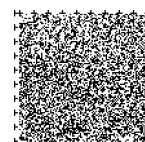
## 再掲 007 心のバリアフリー啓発活動への支援

概要	障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、サービス提供事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。
所管課	障がい福祉課

● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

## \*\*\* 精神障がい者団体への支援

概要	精神障がい者の自助グループ及び家族会の組織づくりなどを支援しています。
実施主体	小田原保健福祉事務所



### ● 現状と課題

障がい者が地域社会で安心して暮らしていくためには、行政やサービス提供事業者だけでなく、地域住民の積極的な支援、ボランティアの存在が必要不可欠です。

アンケート結果からも、近年、市民のボランティア意識が高まっていることがうかがえますが、市民ボランティアと支援を必要としている人たちとを結び付ける仕組みが十分整っているとはいえません。

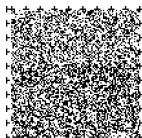
### ● 取り組みの方向

地域社会全体で障がい者等を支え合うまちづくりを進めるために、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、市民ボランティアの育成やボランティアの活動を支援します。

### ● 個別の取り組み

#### 053 市民ボランティアとの連携

概 要	障がい者に身近な地域住民を中心とした市民ボランティアと連携し、障がい者が必要としている支援に対応できる仕組みの構築について検討します。
所 管 課	障がい福祉課



## ● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

### \*\*\* ボランティア相談・派遣事業

概要	ボランティアニーズに応じ、ボランティアの調整を行います。
実施主体	小田原市社会福祉協議会

### \*\*\* 車いす介助法・視覚障がい者誘導体験事業

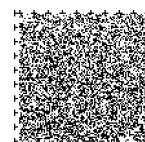
概要	社会福祉協議会職員が講師となり、車いす介助、小学生を対象とした視覚障がい者誘導体験など、障がい者介助の基礎を学ぶ機会を設けます。
実施主体	小田原市社会福祉協議会

### \*\*\* 福祉ボランティアスクール事業

概要	ボランティアとしての基礎知識の習得や福祉活動の理解を深めるとともに、福祉的活動や必要な技術を有する新たなボランティアの養成・育成と、すでに登録されているボランティアの技術向上を目的に開催します。
実施主体	小田原市社会福祉協議会

### \*\*\* ボランティアサロンの設置

概要	ボランティア活動について学びたい方等が、情報交換できるスペースを設け、掲示板等で情報を発信します。
実施主体	小田原市社会福祉協議会



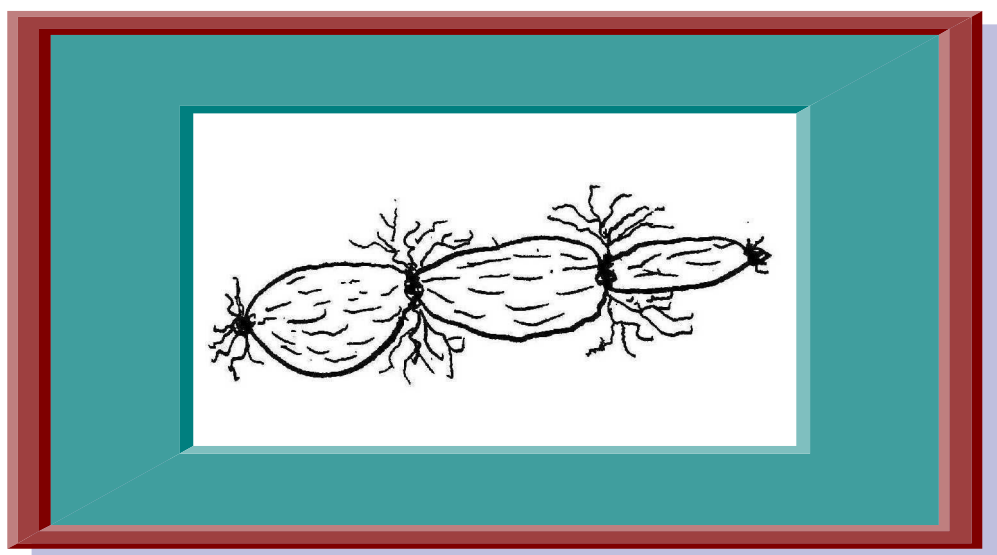


\*\*\* 地区ボランティアクラブリーダー研修会の実施

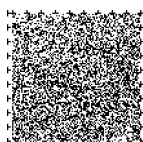
概要	指導者層を対象に、地域でのボランティア活動の方策等を学ぶための研修会を開催します。
実施主体	小田原市社会福祉協議会

\*\*\* 社協土曜手話クラブ事業

概要	土曜日の余暇時間の活用として、子どもたちが手話を学べる機会を提供し、障がい者の理解への心を育み、福祉の心の育成を図ります。
実施主体	小田原市社会福祉協議会



れんこん



## 第3節 生活環境

### 1

## 道路、建築物等のバリアフリー化

### ● 現状と課題

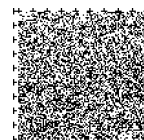
本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、鉄道駅舎へのエレベータの設置や歩道の整備等、障がい者等にやさしいまちづくりを推進してきました。

しかし、公共施設などを含め、既存の建築物やその設備のバリアフリー化は、まだ十分とは言えない状況にあります。

アンケート調査結果によると、「歩道などの段差」、「利用する建物のトイレ、エレベータなどの設備」などの整備が不十分であるため、外出の際に困難を感じています。

### ● 取り組みの方向

誰もが自分の意志に基づいて自由な行動がとれるよう、公共施設などの整備を行うとともに、民間事業者の協力を得て、暮らしやすいまちづくりを推進します。



● 個別の取り組み

054 障がい者にやさしいまちづくりのための指導助言

概 要	障がい者や高齢者が安心して自由に行動できるよう、公共施設や公共性の高い民間施設に対して、「バリアフリー新法」及び「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づく指導や助言を行い、整備基準に適合している場合には、適合証を交付します。
所 管 課	建築指導課

055 障がい者や高齢者に配慮した街路の築造

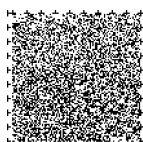
概 要	障がい者や高齢者を含めた歩行者の安全を確保するために、広幅員歩道、歩道の段差解消、点字ブロック等の設備を有する街路を整備します。
所 管 課	都市計画課・道水路整備課

056 セーフティーロードの整備

概 要	障がい者や高齢者を含めた歩行者の安全を確保するために、歩道の段差を改善するとともに、点字ブロックを設置します。
所 管 課	道水路整備課

057 市施設のバリアフリー化の推進

概 要	既存の市施設の改修等に合わせ、バリアフリー化を進めます。
所 管 課	各施設所管課



## 2

## 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化

● 現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、障がい者等にやさしいまちづくりを推進してきました。

障がい者や高齢者が安心して外出できるようにするためには、建物などのバリアフリー化以外にも、公共交通機関などでは、知的障がい者にも分かりやすい案内版の表示やコミュニケーションボードを活用したりするなどの工夫が大切になります。

また、視覚障がい者や車いすを利用する障がい者の通行を妨げないよう、歩行空間の安全確保も必要です。

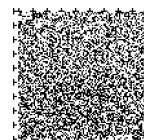
● 取り組みの方向

誰もが自分の意志に基づいて自由な行動がとれるよう、民間事業者の協力を得て、暮らしやすいまちづくりを推進します。

● 個別の取り組み

## 058 「バリアフリー新法」の推進に向けた取り組み

概要	各鉄道事業者に対し、障がい者や高齢者をはじめ誰もが利用しやすい駅施設の整備促進について協力を求め、また、路線バスを運行する事業者と連携し、ノンステップバスや低床バスなどの車両の導入を推進します。
所管課	都市政策課

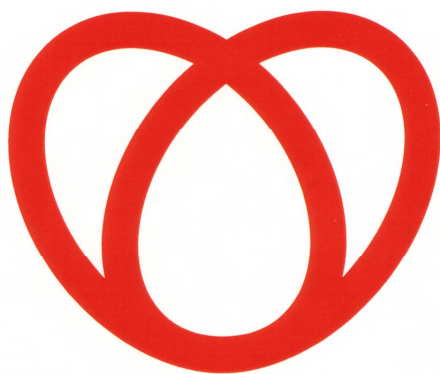


059 放置自転車への対策

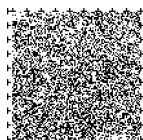
概要	駅周辺に駐輪場を確保し、また、視覚障がい者や車いすを利用する障がい者等の移動の妨げにもなる放置自転車等を整理・処分します。
所管課	地域安全課

060 視覚障がい者用信号機等の設置促進

概要	視覚障がい者用信号機等の設置について、神奈川県、小田原警察署等の関係機関に要望します。
所管課	地域安全課



このマークは、建築物や広告などが、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の認定を受けていることを示すものです。（マークは、白地に赤色で描かれています。）



## 3

## 防災、防犯対策の推進

● 現状と課題

障がい者は、犯罪に対する情報や知識が不足しやすく、犯罪被害者になりやすい傾向があります。

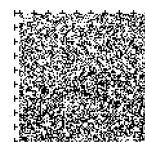
また、障がい者は、地震や台風などの災害が発生した時、避難の際に取り残されたり、被害回復の行動が遅れたりしやすくなっています。

じん臓機能障がいや呼吸器機能障がいにより定期的に加療や服薬を必要とする障がい者にとっては、避難先で医療が確保されているかどうか、ストマ用具利用者にとっては、ストマ用具を確保できるかどうか、避難所での生命の維持や健康の保持に密接に関係してきます。

アンケート調査結果では、「避難所までの移動手段の確保」、「避難先での薬や医療体制」、「避難所でのトイレ・入浴設備などに不安を感じる。」などという意見が挙げられています。

● 取り組みの方向

「小田原市地域防災計画」などに基づき、地域及び小田原警察署などの関係機関と連携を取り、総合的な防災・防犯対策を推進します。



● 個別の取り組み

061 災害時要援護者マップの活用

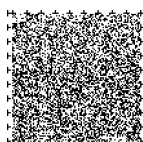
概要	障がい者など要援護者の居所を正確に把握し、災害発生時の救出及び避難誘導を行うため、災害時要援護者マップ（居所を表示した明細地図）を作成し、消防機関、自治会長・民生委員などに配布します。
所管課	福祉政策課・障がい福祉課

062 災害時要援護者用資機材の整備

概要	災害発生時に、災害時要援護者が避難所で生活を送るために必要な資機材を整備します。
所管課	防災対策課・障がい福祉課

063 119番ファクシミリ通報の運用

概要	聴覚障がい者等に119番ファクシミリ通報専用紙を事前配布し、救急車、消防車等の要請をファクシミリで受信、また、指令室からも受信確認専用紙を用いて相互に通信します。
所管課	消防本部・障がい福祉課



## 064 メール 119 番の運用

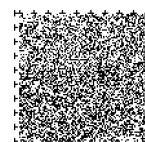
概要	<p>電子メールによる 119 番通報の利用を希望する聴覚障がい者等を事前に登録し、救急車、消防車等の要請を電子メールで受信し、指令室からも電子メールを用いて相互に通信します。</p> <p>また、火災等の際に、付近の登録者の情報を活動支援情報として活用します。</p>
所管課	消防本部・障がい福祉課

## 065 防災訓練への障がい者の参加促進

概要	<p>地域団体や障がい者団体等の協力を求めて、地域の防災訓練への障がい者の参加を促進します。</p>
所管課	防災対策課・障がい福祉課

## 066 障がい者に対するメーリングシステム

概要	<p>日常生活上で必要不可欠な各種情報を提供することにより、健常者との情報格差を改善するとともに、災害時等緊急事態発生時の主に聴覚障がい者や視覚障がい者に対する情報提供体制を整備します。</p>
所管課	障がい福祉課・防災対策課・地域安全課





## 第4節 教育・療育

### 1

### 早期発見・早期療育体制の充実

#### ● 現状と課題

乳幼児や児童の障がいを早期に発見し、適切な早期療育を行うことは、子どもの成長に良い結果をもたらすと考えられます。

しかし、乳幼児期においては成長の個人差も大きく、保護者が我が子の障がいを受容することが難しい場合もあります。

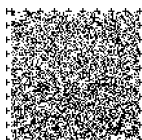
保育所や幼稚園では、発達障がいの疑いなどがある子どもが増加している傾向にあり、臨床心理士等の専門職員や医療機関などの関係機関が連携して、障がいを早期に発見し、できるだけ早い時期から療育を行うことが可能となるような体制の充実が求められています。

また、子どもが健やかに生まれ育まれるため、妊産婦、乳幼児に対する健康診断やハイリスク妊産婦に対するきめ細かな保健指導などの充実を図る必要があります。

#### ● 取り組みの方向

市が運営する「つくしんぼ教室」での児童デイサービスの充実を図るとともに、医療機関や小田原児童相談所、保健センター等、関係機関との連携を図り、早期発見・早期療育体制の充実を図ります。

また、保育所・幼稚園等における発達障がい疑われる子等



に対して適切に指導できるよう、早期発達支援に取り組みます。

## ● 個別の取り組み

### 067 乳幼児事後検診の実施

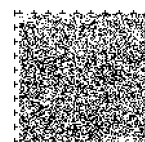
概要	各種乳幼児健康診査・育児相談及び家庭訪問等により、指導が必要と認められる乳幼児に対し、障がいの早期発見や経過を確認するために検診を実施し、適切な指導を行い乳幼児の発育発達を促進します。
所管課	健康づくり課

### 068 1歳6か月児健康診査フォロー教室の実施

概要	経過観察・指導を要する親と子に対し、親子での遊びを中心とした教室を開催し、集団・個別指導を通して子どもへの関わり方や発達を理解できるよう、必要な指導や助言を行います。
所管課	健康づくり課

### 069 3歳児健康診査フォロー教室の実施

概要	経過観察・指導を要する親と子に対し、親子での遊びを中心とした教室を開催し、集団・個別指導を通して子どもへの関わり方や発達を理解できるよう、必要な指導や助言を行います。
所管課	健康づくり課



070 妊産婦訪問指導の実施

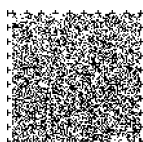
概 要	ハイリスク妊産婦に対し、保健師等が家庭訪問を行い、妊娠中及び産褥期の健康管理と出産・育児に向けて準備を整えられるように支援します。
所 管 課	健康づくり課

071 乳幼児訪問指導の実施

概 要	各種乳幼児健康診査・育児相談等で保健師の家庭訪問が必要と認められた乳幼児に対し、発育・発達の確認や育児指導を行い、安心して育児ができるよう支援します。
所 管 課	健康づくり課

072 乳児家庭全戸訪問の実施（こんにちは赤ちゃん事業）

概 要	保健センターや保健福祉事務所の保健師等が訪問していない生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、相談に対する助言や情報提供等を行い、支援が必要な家庭を適切なサービス提供につなげます。
所 管 課	子育て政策課

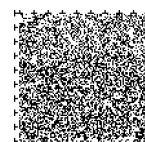


## 073 早期発達支援体制の整備

概 要	発達障がいを専門とする臨床心理士や保健師が保育所等を訪問し、発達障がい疑われる児童を観察し助言・指導を行うとともに、関係機関との連携を図る中で、児童に対する早期発達支援の充実を図ります。
所 管 課	保育課

## 074 障害児通園施設「つくしんぼ教室」の運営

概 要	障がい児や発達に遅れや心配のある乳幼児が親子で通園し、保育を通して豊かな成長・発達を促すとともに、保護者の相談に応じ、子育て支援をします。また、必要に応じ、理学療法士等、専門職が個別訓練します。
所 管 課	保育課



## 継続性のある支援体制の整備

### ● 現状と課題

障がい児に対する支援は、障がい児の成長段階に応じてさまざまな機関が関係するため、障がい児に対する支援情報が適切に引き継がれ、障がい児や保護者の相談を継続性のある体制で受け止められるようにする必要があります。

このため、関係機関の連携を強化するとともに、情報の共有化を図る必要があります。

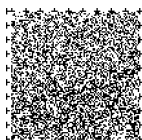
### ● 取り組みの方向

児童相談所、県総合療育相談センター、県発達障害支援センター、市役所、保健センター、相談支援事業者、児童デイサービス事業所、保育所・幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等の連携を強化し、小学校就学時、中学校進学時等に、関係機関での情報の共有化を図るとともに、児童の成長につれて主たる支援機関が変わっても、継続して支援できる体制整備を図ります。

### ● 個別の取り組み

#### 075 就学指導委員会の設置

概要	特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、その教育的ニーズや必要な支援等について検討します。
所管課	教育指導課



## 076 継続性のある相談支援体制の整備

概要	相談内容や支援情報等が適切に管理され、引き継がれる体制の構築について検討し、整備に努めます。
所管課	障がい福祉課・関係各課

● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

## \*\*\* 在宅重症心身障がい児者訪問等指導の実施

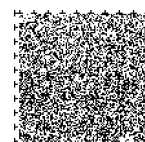
概要	在宅重症心身障がい児者の家庭を訪問し、必要な療育支援を行います。
実施主体	小田原児童相談所

## \*\*\* 在宅進行性筋萎縮症児者居宅訪問検診の実施

概要	在宅の進行性筋萎縮症児者の家庭を訪問し、必要な支援を行います。
実施主体	小田原児童相談所

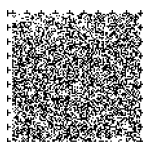
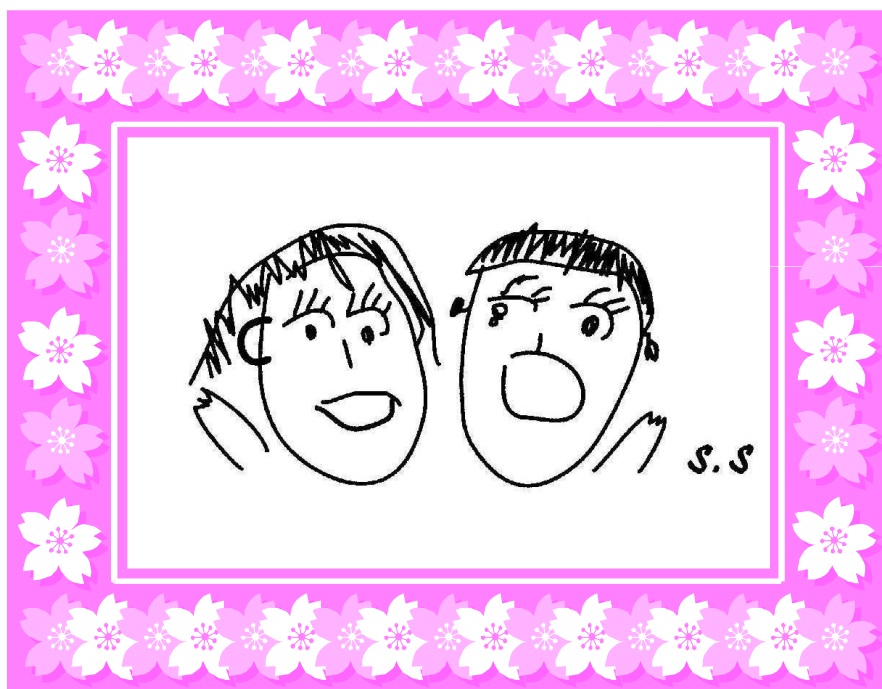
## \*\*\* 知的障がい者巡回更生相談の実施

概要	知的障がい者に関する療育手帳申請、施設入所、医療、日常生活等の様々な相談に専門医師、心理判定員、ケースワーカーが対応します。
実施主体	神奈川県総合療育相談センター



\*\*\* 早期療育ブロック事業

概要	総合療育相談センターの専門職員が、市「つくしんぼ教室」や保育所を巡回し、障がい児の身体機能、心理的発達の状態等について、事業所職員や保護者に対し、療育上の助言等を行います。
実施主体	神奈川県総合療育相談センター



### ● 現状と課題

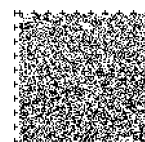
本市では、幼稚園や保育所においては、障がい児と健常児の統合保育を導入し、小・中学校においては、保護者からの要望を受け入れながら、特別支援学級の充実を図っていますが、発達障がいをはじめとする支援を要する子どもは増加傾向にあります。

また、市内にある県立小田原養護学校では、小学部、中学部、高等部が設置されており、知的障がい児・肢体不自由児の教育を行っていますが、障がいの重度化や医療的ケアを要する児童の増加といった傾向が見られます。

障がい児の福祉施策については、国において県と市町村の役割の見直しが検討されています。また、障がい児の教育についても、障がい者の権利条約におけるインクルーシブ教育の観点から見直しが図られることが考えられます。

### ● 取り組みの方向

「小田原市次世代育成支援対策行動計画」と歩調を合わせながら、保育所や幼稚園における障がい児の受け入れや特別支援学級の充実など、障がい児保育・教育の推進に取り組みます。





● 個別の取り組み

077 保育所における障がい児保育の実施

概要	市立保育所において、保育園児との集団保育を実施します。
所管課	保育課

078 幼稚園における障がい児の受入れ体制の確保

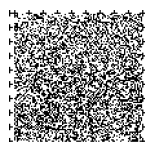
概要	幼稚園に在籍する障がいのある幼児に対し、身辺処理や移動、遊びや友達関係が円滑に進められるよう、支援を行う介助員を配し、障がい児が健常児と一緒に集団生活を楽しめるようにします。
所管課	学校教育課

079 市特別支援教育推進協議会の設置

概要	特別支援教育に関する基本的な考え方、教育環境整備、就学指導のあり方、教育内容、指導方法の改善等について、研究協議を実施します。
所管課	教育指導課

080 特別支援学級担任者等研修会の実施

概要	教育上配慮を要する児童・生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の在り方等について、研修を行います。
所管課	教育指導課



## 081 特別支援学級児童・生徒宿泊学習の実施

概要	小学校3年生以上及び中学校の特別支援学級の児童・生徒に対し、1泊2日の宿泊学習を通じて、生活経験の拡大を図るとともに、自主性、責任感及び協調性を養い、共に学ぶ力を育みます。
所管課	教育指導課

## 082 個別支援員研修会の実施

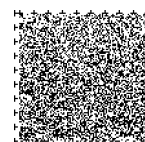
概要	教育上配慮を要する児童・生徒の理解を深めるとともに、具体的な支援の仕方について研修することにより、支援の充実を図るため、研修会を行います。
所管課	教育指導課

## 083 特別支援学級の設置

概要	身体障がい、知的障がい、自閉症・情緒障がい等のある児童・生徒に対し、適切な指導・支援を行うため特別支援学級を設置します。
所管課	教育指導課

## 084 ことばの教室の実施

概要	市立小学校に在籍する、言語に課題のある児童に適切な指導を行うために、市立新玉小学校・下府中小学校に「ことばの教室」を設置し、通級による指導を行います。
所管課	教育指導課



085 特別支援教育相談室の設置

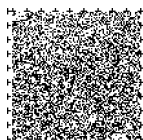
概要	特別な教育的配慮を必要とする児童生徒並びにその教育に関わる保護者及び教員等の相談に応じるため、相談員を配置し、支援の推進を図ります。
所管課	教育指導課

086 情緒障がい通級指導教室の実施

概要	市立小学校に在籍する情緒等に課題のある児童に対し、改善を図り、それを克服する心構えや態度を身につけ、充実した生活が送れるよう指導します。
所管課	教育指導課



シクラメン



## 第5節 雇用・就労

### 1

## 障がい者雇用に関する理解の啓発

### ● 現状と課題

障害者自立支援法の施行に伴い、就労移行支援サービスなど障がい者の一般就労へ向けた支援が創設されましたが、その目的を達成するためには、障がい者を積極的に雇用する企業が必要です。

平成22年6月現在の小田原公共職業安定所管内の民間企業の法定雇用率達成企業の割合は50.0%（注）となっており、全国の法定雇用率達成企業の割合47.0%を上回っていますが、未達成の企業が半数となっています。

障がい者の雇用や就労を促進するためには、障がい者の雇用に関する企業の理解が必要であるとともに、障がい者の就労に関する市民の理解も必要です。

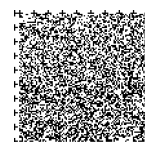
（注）調査対象は、小田原公共職業安定所管内に本社を有する障がい者の雇用義務のある56人以上規模の企業

（資料提供：神奈川県労働局職業安定部職業対策課）

### ● 取り組みの方向

公共職業安定所や商工会議所などの関係機関と協力し、地域の中小企業が障がい者を雇用するために必要な知識や制度の情報を発信し、障がい者雇用に関する理解を高めます。

また、市役所における障がい者の就労の拡大を図るとともに、市民の障がい者の就労に関する意識の啓発を図ります。



● 個別の取り組み

087 障がい者雇用研修会等の開催

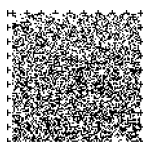
概 要	障がい者の一般就労を促進するため、市内の中小企業などを対象に、障がい者を雇用するために必要な配慮や制度についての説明会・講演会等を開催します。
所 管 課	障がい福祉課

088 障がい者施設で製造した食品等の販売促進

概 要	障がい者の就労支援事業所等で製造した食品などを市役所等で定期的に販売し、併せて、障がい者の就労に関する市民の意識の啓発を図ります。
所 管 課	障がい福祉課

再掲 007 心のバリアフリー啓発活動への支援

概 要	障がい者の地域活動への参加や地域の受入体制を拡大するため、サービス提供事業所や障がい者団体等が地域を対象に実施する啓発事業を支援します。
所 管 課	障がい福祉課



## 2

**就労相談、就労支援体制の整備****● 現状と課題**

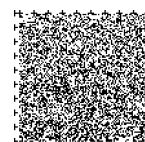
現在、障がい者の就労相談については、小田原公共職業安定所のほか、障害者就業・生活支援センター「ぽけっと」や市が委託する障がい者相談支援センター、県のかながわ労働センターの障害者しごとサポーター、市障がい福祉課の就労支援専門員などが実施しており、県西圏域障害者自立支援協議会に設置されている就労支援ネットワーク部会などを中心に各機関が連携した支援体制の整備に取り組んでいます。

知的障がい者や精神障がい者の場合、障がい特性に応じた配慮が十分でない、職場環境になじめないなどの個々の状況により、一般就労に結びついていても短期間で離職してしまうケースが多くあります。

障がい者を雇用する企業が、障がい特性に応じた配慮をすることはもちろんですが、企業と障がい者の間に立ち、障がい者本人に対して適切な支援や助言を行うジョブコーチなどの役割が、ますます重要になってくると考えられます。

**● 取り組みの方向**

障がい者の就職や就労継続のため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障がい者の就労・雇用を推進します。



● 個別の取り組み

089 障害者就労支援専門員の設置

概要	障がい福祉課に障害者就労支援専門員を配置し、障がい者からの就労に関する相談に対応します。
所管課	障がい福祉課

090 障害者就業・生活支援センター運営の支援

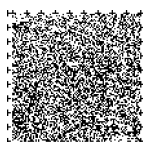
概要	障がい者の就業と生活面で一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターを運営する法人に対して、県西2市8町共同で運営費を助成します。
所管課	障がい福祉課

091 職場体験実習生の受入れ

概要	小田原養護学校に通学する生徒の職場体験実習を市役所で受け入れます。
所管課	障がい福祉課

092 就労等基盤整備推進事業の実施

概要	障がい者の就労支援を目的に、ジョブコーチや障害者就業・生活支援センターと協力して職場開拓・職場実習時の支援を行う社会福祉法人等に対して、事業費を助成します。
所管課	障がい福祉課

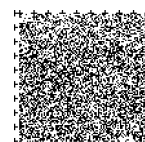


## 再掲 028 障がい者地域作業所の運営支援

概 要	<p>在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域作業所の運営費を助成するとともに、障害者自立支援法に基づく新体系への移行を支援します。</p> <p>※ 障がい者地域作業所が法に基づく新事業体系に移行する平成 23 年度まで継続します。</p>
所 管 課	障がい福祉課

## 再掲 029 障がい者地域活動支援センターの運営支援

概 要	<p>在宅障がい者の日中活動の場の一つである障がい者地域活動支援センターの運営費を助成します。</p>
所 管 課	障がい福祉課





### ● 現状と課題

国では、障がい者雇用施策の一つとして、法定の障がい者雇用率を下回った場合に納付を義務付ける「雇用納付金制度」の適用範囲を、段階的に中小企業に拡大することとしています。

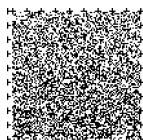
こうした施策により、これまで障がい者の雇用に消極的であった企業も、積極的に障がい者を雇用する可能性が考えられますが、障がい者を雇用したことのない企業には、障がい者の雇用にあたって、どのような配慮が必要なのかといったノウハウの蓄積がないため、専門機関の支援が必要になるものと考えられます。

また、本市を含む県西地域には、2010年（平成22年）に特例子会社が1社設立されましたが、就労継続支援A型事業所はなく、障がい者の雇用の場の一つとして、これらの事業所が求められています。

### ● 取り組みの方向

公共職業安定所や商工会議所などの関係機関と協力し、地域の中小企業に対して障がい者雇用について啓発し、雇用の場の拡大を図ります。

また、特例子会社等、障がい者を雇用する事業所の設立の促進を図ります。



● 個別の取り組み

## 093 特例子会社等の設立支援

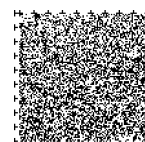
概要	市内における特例子会社や就労継続支援A型事業所の設立について関係事業者とともに検討します。
所管課	障がい福祉課

## 094 障がい者福祉的就労協力事業所の奨励

概要	一般就労が困難な障がい者に福祉的就労の場を提供する企業に対し、奨励金を支給します。
所管課	障がい福祉課

## 095 障がい者雇用の対象拡大

概要	市役所における障がい者雇用の拡大のため、現在障がい者雇用の対象としていない知的障がい者や精神障がい者等について、市役所が臨時職員・嘱託員として雇用する方法を検討します。
所管課	障がい福祉課・職員課



## 第6節 保健・医療

### 1

### 障がい原因となる疾病等の予防

#### ● 現状と課題

障がいの原因には、出産前後等に原因のある先天的なものやその後の疾病や事故等による後天的なものがあります。いずれの場合にも早期の発見が求められます。

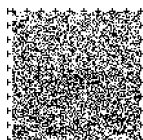
妊娠中からの健診を通じ、胎児へ悪影響が及ばないよう適切な生活習慣指導等を行い、疾病等の予防を図ることが重要です。

また、高齢化の進展に伴い、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病に起因する身体障がい者が増加しており、健康の維持・管理が求められます。

#### ● 取り組みの方向

障がいの原因となる疾病等を予防・発見するため、妊婦及び乳幼児の健康診査を実施し、必要に応じて保健指導も行います。

また、成人の健康診査等を実施し、生活習慣病の予防や早期発見を支援するとともに、生活習慣病予防の意識啓発に努めます。



● 個別の取り組み

## 096 ママパパ学級の実施

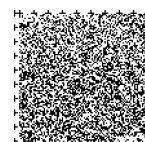
概要	妊娠・分娩・産褥及び育児に関する正しい知識の普及、仲間づくりや母性・父性を育むことにより親としての自覚を促し、健やかな妊娠生活と育児に向けて支援します。
所管課	健康づくり課

## 097 妊婦健康診査の実施

概要	妊婦の健康管理のために健康診査を実施し、妊娠中の疾病の予防に努め、妊婦・乳児の死亡率の低下及び安全な分娩と健やかな児の出生に向けて支援します。
所管課	健康づくり課

## 098 新生児訪問指導の実施

概要	新生児は、外界に対する適応能力が弱く、また、親も育児不安が最も強い時期にあります。このため、保健師が家庭訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の認識、育児に関する指導を行い、安心して育児ができるよう支援します。
所管課	健康づくり課



099 乳幼児健康診査の実施

概 要	乳幼児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所 管 課	健康づくり課

100 4か月児健康診査の実施

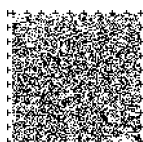
概 要	4か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所 管 課	健康づくり課

101 8～9か月児健康診査の実施

概 要	8～9か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所 管 課	健康づくり課

102 1歳6か月児健康診査の実施

概 要	1歳6か月児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所 管 課	健康づくり課



## 103 3歳児健康診査の実施

概要	3歳児の健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図り、育児を支援します。
所管課	健康づくり課

## 104 妊婦歯科健康診査費助成の実施

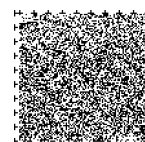
概要	妊婦と生まれてくる子どものために、妊娠中の歯科検診受診に公費補助を実施します。
所管課	健康づくり課

## 105 特定健康診査の実施

概要	40歳～74歳の方を対象に健康診査を行い、生活習慣病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図ります。
所管課	健康づくり課

## 106 長寿高齢者健康診査の実施

概要	75歳以上等の方を対象に健康診査を行い、疾病の予防や障がいの早期発見、健康の増進を図ります。
所管課	健康づくり課



## 2

## 障がいに対する保健、医療サービスの充実

● 現状と課題

障がい者にとって、障がいを軽くしたり、重度化や重複化などを防ぐために、保健、医療サービスは重要な役割を担っています。

障がい者が保健、医療サービスを適切に受けることができるよう、地域医療連携室の周知、地域医療体制や情報提供体制の整備が求められています。

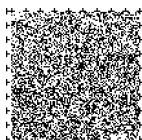
● 取り組みの方向

障がい者一人ひとりに着目した治療・支援等が受けられるよう、保健、医療サービスの連携を図ります。

● 個別の取り組み

## 107 障がい者歯科二次診療所運営事業

概要	障がい者の歯科診療を確保するため、社団法人小田原歯科医師会と協力し、歯科二次診療所を設置、運営します。
所管課	障がい福祉課



## 108 障がい者歯科検診事業への支援

概要	市内の地域作業所を利用する障がい者等の歯科検診、相談及び歯科指導事業を支援します。
所管課	障がい福祉課

## 109 救命救急センターの運営

概要	市立病院救命救急センターを運営し、急性期医療の充実を図ります。
所管課	市立病院（経営管理課）

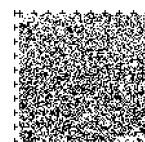
## 110 緊急時のための連絡カードの活用

概要	緊急時や災害時に適切な医療等が受けられるよう、障がいの状態、かかりつけ医や服薬情報などをカード化して、各家庭で保管するような仕組みづくりを検討します。
所管課	障がい福祉課・健康づくり課

## ● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

## \*\*\* 障害者歯科一次医療担当医制度

概要	障害者歯科一次医療担当医制度を設け、障がい者の歯科治療の充実を図ります。
実施主体	神奈川県





● 現状と課題

現代社会においては、社会生活環境の変化により、こころの健康を保つことが難しくなっています。

精神障がい者は年々増加の傾向にあり、潜在的な方を含めると多くの方が日々悩み事を抱えながら生活を送っていると思われれます。

また、全国で自殺者が毎年3万人を超える中で、自殺者の多くがうつ病をはじめとする精神的な疾患を抱えていたと言われており、自殺対策としても、精神保健・医療施策が重要になっています。

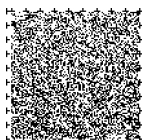
● 取り組みの方向

精神的に悩みを抱えた方々が気軽に相談できるよう、相談支援体制や適切な情報提供の充実を図るとともに、精神医療の専門機関等との連携体制を強化します。

● 個別の取り組み

111 精神保健福祉相談・訪問指導の実施

概要	保健師、ケースワーカーが、福祉サービスの利用に関する相談、日常生活相談、訪問を行います。
所管課	障がい福祉課



## 112 医療保護入院等への協力

概要	保健福祉事務所、保健センター、医療機関等と連携し、医療保護入院を要する保護義務者がいない精神障がい者についての市長同意等を適正に実施します。
所管課	障がい福祉課

## 113 心神喪失者医療観察制度への協力

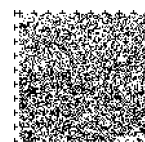
概要	心神喪失等の状況で重大な他害行為を行った者が社会復帰できるよう、保護観察所、福祉事務所、県保健福祉事務所、医療機関等が連携して対応します。
所管課	障がい福祉課

## 114 自殺対策の推進

概要	自殺につながる恐れがある不眠やうつ病等の啓発や相談窓口の周知等、自殺対策を推進します。
所管課	健康づくり課・関係各課

## 再掲 006 精神保健福祉及び精神障がいに関する普及・啓発の実施

概要	市民を対象に、精神保健福祉についての理解を深めるための、講演会等を開催します。
所管課	障がい福祉課



● 国・県や社会福祉協議会などが実施する関連した取り組み

\*\*\* 精神保健福祉相談・訪問指導事業

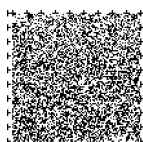
概要	精神嘱託医、ケースワーカー、保健師が、精神保健相談（主に医療面）・訪問を行います。
実施主体	小田原保健福祉事務所

\*\*\* 精神保健集団活動事業

概要	地域で生活する精神障がい者の再発予防や社会参加のためのセミナーを行います。
実施主体	小田原保健福祉事務所

\*\*\* 自立支援医療（精神通院医療）の給付事業

概要	障がい者が、指定された医療機関において受ける、精神疾患の通院医療を受ける際に、自立支援医療費が給付されます。
実施主体	神奈川県



## 第7節 情報・コミュニケーション

### 1

### 情報バリアフリー化の推進

#### ● 現状と課題

視覚・聴覚障がい者や知的障がい者に対して的確に情報を伝えるためには、一定の配慮が必要になりますが、そうした配慮に対する一般市民の認識は、必ずしも高いものではありません。

本市では、「点字広報」の発行や「声の広報」の発行を実施していますが、広報以外の各種刊行物についても、バリアフリー化を図っていく必要があります。

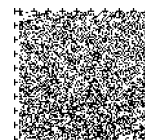
また、社会の情報化の進展の中で、障がい者の日常生活の利便性の向上や社会参加の促進等を図る観点から、障がい者にとってもIT（情報技術）を活用した情報の取得及び提供は重要になってきています。

しかし、基本的なツールとしてのパソコンについて、その学習の機会が少ないことや障がい特性に対応していないなど、多くの課題があります。

#### ● 取り組みの方向

市が発行する刊行物等のバリアフリー化を推進します。

また、障がい者向けのパソコン講習会の開催や参加、情報支援ソフトの取得などに対する支援、災害時の緊急情報が入手困難な障がい者に対する情報提供体制の整備を行います。



● 個別の取り組み

115 カラーバリアフリーの普及・啓発

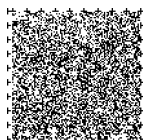
概要	市広報などにより、カラーバリアフリーの普及・啓発を図ります。また、市刊行物について、カラーバリアフリーに配慮した紙面づくりをします。
所管課	障がい福祉課・広報広聴課

116 音声コード（SPコード）の普及・啓発

概要	視覚障がい者が情報を取得しやすくするため、市刊行物等にSPコードを掲載し、普及・啓発に努めます。
所管課	障がい福祉課

117 障がい者向けパソコン講習会の支援

概要	障がい者向けのパソコン講習会の開催を支援します。
所管課	障がい福祉課



## 2

## 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

● 現状と課題

障がい者が自立した社会生活を送るためには、福祉サービスの利用をはじめ日常生活に関する適切な情報提供が必要です。

そこで、広報等様々な手段で各種の福祉サービスや制度等の情報提供を行い、障がい者の自立及び社会参加の促進に努めています。

また、災害時の緊急情報が入手困難な要援護者への情報提供については、そのあり方について対策を講じる必要があります。

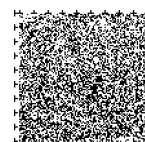
● 取り組みの方向

障がい者の自立した社会生活のために十分な情報提供に努めるとともに、視覚障がい者や聴覚障がい者等に対しては、その障がいを補完する施策を講じ、コミュニケーション支援体制の充実を図っていきます。

● 個別の取り組み

## 再掲 016 障がい者のための手引きの作成・配布

概要	障がい者のためのサービス等を記載した「手引き」を作成し、手帳交付時等に配布することにより、障がい者に必要な情報を提供します。
所管課	障がい福祉課



### 118 手話通訳者の設置

概要	聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑に行うため、市役所窓口到手話通訳者を配置します。
所管課	障がい福祉課

### 119 手話通訳者・要約筆記者の派遣

概要	聴覚障がい者のコミュニケーションを円滑に行うため、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣します。
所管課	障がい福祉課

### 120 声の広報の発行

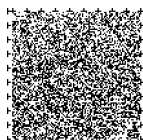
概要	視覚障がい者のための広報紙として、毎月2回発行する広報おだわらの内容をテープに録音し、配布します。
所管課	広報広聴課

### 121 点訳「広報おだわら」の発行

概要	毎月1回「広報おだわら」の点字広報を作成し、視覚障がい者に郵送します。
所管課	広報広聴課

### 122 点字版・音訳版各種お知らせの発行

概要	市からの各種お知らせについて、点字版・音訳版に翻訳し、希望する視覚障がい者に配布します。
所管課	障がい福祉課



## 123 手話通訳者・要約筆記者の養成

概要	聴覚障がい者のコミュニケーションを支える手話通訳者や、要約筆記者を養成します。
所管課	障がい福祉課

## 124 入院時のコミュニケーション支援

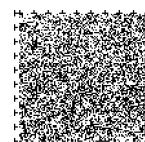
概要	意思の疎通を図ることが難しい重度障がい者が医療機関に入院した際に、医療スタッフと円滑に意思疎通を図れるようにするためのコミュニケーション支援の実施について検討します。
所管課	障がい福祉課

## 125 主要観光施設の障がい者対応状況の情報提供

概要	本市を訪れる障がい者のため、公共施設を中心とした対応状況を、本市ホームページで情報提供します。
所管課	観光課

## 126 障がい者用道標の設置

概要	城址公園内に障がい者用道標を設置して、車いすでも迷うことなく小田原城本丸広場まで、自由に行けるようにするとともに、城址公園内及びその周辺に案内板を設置します。
所管課	観光課





再掲 067 障がい者に対するメーリングシステム

概 要	日常生活上で必要不可欠な各種情報を提供することにより、健常者との情報格差を改善するとともに、災害時等緊急事態発生時の主に聴覚障がい者や視覚障がい者に対する情報提供体制を整備します。
所 管 課	障がい福祉課

